第三十条の五の三第三項	前条第二項各号
第三十八条の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する第二十条の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十一条第一項において準用する場合を含む。）、国民年金法第二十六条第一項の規定により適用するものとされた平成八年改正法附則第十六条第一項又は平成二十年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法附則第十八条第三項、第二十条第三項及び第二十七条第十三項	第三十八条の二第三項
第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項	第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項
第三十一条第一項各号列記以外の部分	
第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第五項並びに第二十七条第十四項	
並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三十四条第三項の規定による改正前の法第三十四条第三項に規定する	に規定する
第三十一条第一項第一号	
十日以内に	速やかに
及び住所	、住所及び氏名
第三十一条第二項	抄本若しくは謄本
第三十一条の二第四項第四号	
配偶者が令第三条の七に掲げる給付又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第百四十二号）第一条の規定による改正前の令（以下「平成二十七年改正前の令」という。）第三条の七に掲げる給付」（以下「令第三条の七に掲げる給付」という。）	配偶者が令第三条の七に掲げる給付
年月日	年月
第三十一条の二第三項第五号	第四十三条第三項
年月日	年月
第三十一条の二第四項第五号列記以外の部分	
第四十三条第三項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項	第四十三条第三項
第三十一条の二第四項第五号	
年月日	年月
第三十一条の二第五項	
抄本	抄本若しくは謄本

第三十一条の三第一項第一号	及び住所
第三十一条の四第一項第五号及び第七号	年月日
第三十一条の四第二項第五号	抄本
第三十二条第一項各号列記以外の部分	
第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項並びに第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項	第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項
を含む。）又は平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法第四十四条第四項各号（第四号、第八号及び第十号を除く。）	
第三十二条第一項号	
十日以内に	速やかに
及び住所	、住所及び氏名
第三十二条の三第一項及び第十二条の四第一項	受給権者の氏名
第三十二条の四第二項各号列記以外の部分	第一号厚生年金被保険者、
被保険者、	受給権者の氏名
第三十二条の五第一項及び第十二条の六第一項	氏名
第三十三条第一項及び第三項第一号	及び住所
第三十三条の二第一号	及び住所
住所及び氏名	住所及び氏名
第三十三条の二第四号	年月日
年月	年月
第三十四条第一項各号列記以外の部分	
第三十八条第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項	第三十八条第一項
第三十四条第一項第一号	及び住所
、住所及び氏名	、住所及び氏名